

ホ、執行委員並に理事は役員と共に一切の會務を處理す
ハ、常務組織部長一名、庶務組織部長一名、商人組織部
長一名、青年組織部長一名、常任書記三名を以て組
織一切の事務の責任を預ふものとす

第十八條 本組合の理事及役員は大會に於て選任次の大會
迄責任を預ふ但し理事及大會（役員）役員退任する時は
執行委員會に依り再選を妨げず

第十九條 本組合に加盟せむとする者は左の要件を具備す
る事を要す

- 一、本組合の綱領政策宜旨規約を承認する者なる事
- 二、加盟金及一ヶ月以上の組合費を納入し引續き毎月所
定の組合費を納入することを承認す
- 三、就業者に於し財政上何等の請求をなさざること

第二十條 本組合加盟組合員にして左の諸事項の一に該當
する者は大會又は理事會の決議に依りて除名又は其他の
處分をなすものとす

- 一、第十九條の第一項及第二項に違反したる者
- 二、本組合の規約に悞せざるもの

第二十一條 本組合の經費は組合費及其の他の收入を以て
之に充つ

第二十二條 大會及理事會は組合長及支部に對し臨時經費
を預給せしめる事を得

第二十三條 本組合の收入及支出に關する豫算及決算は
大會に附し承認を得る事を要す

第二十四條 本組合の會計監査及財政管理に關する責任は
役員の全員之れを預ふ